

令02原機（科保）081  
令和2年10月20日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付け令02原機（科保）028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

## 原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定の変更（補正）

令和2年5月11日付け令02原機（科保）028をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

### 1. 補正の内容

変更認可申請書のうち、別表（廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。なお、別紙1においては本申請時の変更前における廃棄物埋設施設保安規定に対して、本補正を含む全ての変更の内容を示す。補正の内容は以下のとおり。

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更
  - 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈における要求事項を踏まえた記載の明確化（第13条）
  - 2) 施設管理目標に係る記載の適正化（第14条）
  - 3) 人命救助及び避難誘導の対象者を明確化（第22条）
  - 4) 保安教育対象者の明確化（第31条）

### 2. 補正の理由

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更
  - 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈における要求事項を踏まえた活動を明確化するため。
  - 2) 施設管理目標に係る記載を関係規則と整合した記載に変更するため。
  - 3) 人命救助及び避難誘導の対象者を明確化するため。
  - 4) 保安教育を実施する者の定義を明確化するため。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定  
新旧対照表

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p data-bbox="329 554 1000 590">原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定</p> <p data-bbox="528 1089 765 1129"><u>平成30年4月</u></p> <p data-bbox="397 1346 952 1419">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原 子 力 科 学 研 究 所</p>	<p data-bbox="1270 554 1941 590">原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定</p> <p data-bbox="1469 1089 1706 1129"><u>令和2年●月</u></p> <p data-bbox="1329 1346 1884 1419">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原 子 力 科 学 研 究 所</p>	<p data-bbox="2080 1075 2243 1100">施行年月の変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定</p> <p style="text-align: right;">〔 17(規程)第14号 平成17年8月22日 〕</p> <p style="text-align: center;">平成 7年 9月25日    7達第73号 改正    平成 8年 7月16日    8達第73号           (省略) 平成30年 1月11日    29(規程)第74号</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則 第2章 保安管理体制   第1節 組織及び職務   第2節 委員会   第3節 廃棄物取扱主任者 第3章 品質保証 第4章 <u>埋設保全区域の管理</u>   第1節 <u>埋設保全区域の管理</u>   第2節 <u>巡視及び点検</u>   第3節 <u>修復</u> 第5章 (削除) 第6章 異常時の措置   第1節 事前の措置   第2節 異常時の措置   第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第7章 記録及び報告 第8章 定期的な評価 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定</p> <p style="text-align: right;">〔 17(規程)第14号 平成17年8月22日 〕</p> <p style="text-align: center;">平成 7年 9月25日    7達第73号 改正    平成 8年 7月16日    8達第73号           (省略) 平成30年 1月11日    29(規程)第74号 <u>令和 2年 ●月●日    令02(規程)第●号</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則 第2章 保安管理体制   第1節 組織及び職務   第2節 委員会   第3節 廃棄物取扱主任者 第3章 <u>品質マネジメント計画</u> 第4章 <u>廃棄物埋設施設の施設管理</u>   第1節 <u>施設管理目標及び施設管理実施計画</u>   第2節 <u>保守管理</u>           <u>(削る)</u> 第5章 (削除) 第6章 異常時の措置   第1節 事前の措置   第2節 異常時の措置   第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第7章 記録及び報告 第8章 定期的な評価 第9章 <u>保安教育</u> <u>図4.1 品質マネジメントシステム体系図</u> <u>図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図</u></p>	<p style="text-align: center;">履歴の追加</p> <p style="text-align: center;">品質マネジメント計画に変更 第4章の項目整理</p> <p style="text-align: center;">第9章の追加 品質マネジメントシステム体系図の追加 品質マネジメントシステムプロセス関連図の追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(新規)</p> <p>別表第1 <u>重要度分類と検査及び試験を行う者</u></p> <p>別表第2 保全段階の記録及び保存</p> <p>別表第3 埋設段階の記録の保存</p> <p>別表第4 <u>品質保証計画に基づく2次文書</u></p> <p>(新規)</p> <p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設の保安管理組織図</p> <p>別図第2 <u>廃棄物埋設施設の品質保証体系図</u></p> <p>別図第3 埋設保全区域</p> <p>別図第4 <u>品質マネジメントシステム文書体系図</u></p> <p>別記標識第1</p> <p>附則</p>	<p>表4.2.1 <u>品質マネジメントシステム文書</u></p> <p>(削る)</p> <p>別表第1 保全段階の記録及び保存</p> <p>別表第2 埋設段階の記録の保存</p> <p>(削る)</p> <p>別表第3 <u>廃棄物埋設施設の管理を行う者の保安教育実施方針</u></p> <p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設の保安管理組織図</p> <p>(削る)</p> <p>別図第2 埋設保全区域</p> <p>(削る)</p> <p>別記標識第1</p> <p>附則</p>	<p>品質マネジメントシステム文書の追加</p> <p>当該施設での重要度分類は単一であるため、削除</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>表 4.2.1 に移行</p> <p>別表第3 の追加</p> <p>図 4.1 に移行</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>下部要領に移行</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の18第1項に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）における原子力科学研究所廃棄物埋設施設（以下「廃棄物埋設施設」という。）に係る保安に関する事項について定め、廃棄物埋設施設による災害を防止することを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 <u>廃棄物埋設施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会が示した放射線防護の基本的考え方を示す概念の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条（変更なし）</p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 <u>前条の目的を達成するために、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために、適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</u></p> <p>2 <u>法第51条の16第2項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第16条第1項から第3項の定めに従って、廃棄物埋設施設の施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保安活動を実施する。</u></p>	<p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に関する方針、目標及び実施計画の策定の追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、廃棄物埋設施設の保安に関して適用する。</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「廃棄物埋設施設」とは、廃棄物埋設地をいう。</p> <p>(2) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、保安管理部長及びバックエンド技術部長をいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(規則及び通達の制定、改定及び廃止)</u> 第4条 <u>原子力科学研究所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するために規則及び通達を定めることができる。</u></p> <p><u>2 原子力科学研究所長は、規則及び通達を制定、改定及び廃止するときは、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会に諮問するとともに、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 部長は、この規定を施行するため通達を定めることができる。</u></p> <p><u>4 部長は、通達を制定、改定及び廃止するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を制定、改定及び廃止したときは、原子力科学研究所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 原子力科学研究所長は、第1項の規定に基づき規則及び通達を制定、改定及び廃止した</u></p>	<p>(適用範囲) 第2条 (変更なし)</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「廃棄物埋設施設」とは、廃棄物埋設地をいう。</p> <p>(2) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、保安管理部長及びバックエンド技術部長をいう。</p> <p><u>(4) 「課長」とは、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、品質保証課長、高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理技術課長をいう。</u></p> <p><u>(5) 「保安活動」とは、廃棄物埋設施設の保安のために必要な措置をいう。</u></p> <p><u>(6) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物埋設施設の設備・機器の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</u></p> <p><u>(7) 「施設管理方針」とは、廃棄物埋設施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、第二種埋設規則第6条に定める技術基準に適合する性能を有するよう、維持するために策定する施設管理に関する方針をいう。</u></p> <p><u>(8) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき廃棄物埋設施設の施設管理の目標をいう。</u></p> <p><u>(9) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために廃棄物埋設施設に策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいう。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>「課長」の定義の追加</p> <p>「保安活動」の定義の追加</p> <p>「保全活動」の定義の追加</p> <p>「施設管理方針」の定義の追加</p> <p>「施設管理目標」の定義の追加</p> <p>「施設管理実施計画」の定義の追加</p> <p>規則及び通達の制定、改定及び廃止は、品質保証活動（文書管理）に位置付ける。</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>とき、又は前項の規定により報告を受けたときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令及び規定の遵守)</u></p> <p><u>第4条の2 理事長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に対して関係法令及びこの規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動施策を毎年度、立案させ、定め、活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針について、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p><u>2 安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針及び活動施策を原子力科学研究所長へ通知する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</u></p> <p><u>4 原子力科学研究所長は、第2項に定める要領に基づき、第1項の関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針及び活動施策を踏まえた、原子力科学研究所における年度活動計画を作成し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p><u>5 第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第4号までの職位を除く。）は、前項の年度活動計画に基づき、関係法令及びこの規定の遵守を図るための活動に取り組む。</u></p> <p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第4条の3 理事長は、安全文化を醸成するための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に対して原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動施策を毎年度、立案させ、定め、活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針について、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p><u>2 安全・核セキュリティ統括部長は、安全文化の醸成を図るための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針及び活動施策を原子力科学研究所長へ通知する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>法令遵守と安全文化醸成は、品質保証に位置付けられるため、第3章「品質マネジメント」に移行する。</p>



原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>4 <u>原子力科学研究所長は、第2項に定める要領に基づき、第1項の安全文化の醸成を図るための活動方針及び活動施策を踏まえた、原子力科学研究所における年度活動計画を作成し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p>5 <u>第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第4号までの職位を除く。）は、前項の年度活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</u></p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第5条 廃棄物埋施設の保安管理組織は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 廃棄物埋施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物埋施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、廃棄物埋施設の保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物埋施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第14条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整に関する業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者として「第14条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 監査の職は、廃棄物埋施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第14条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(6) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 保安管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査（安全・核セキュリティ統括部長所掌業務を除く。）、その他保安に関する調整業務を行い、施設安全課長、危機管理課長及び品質保証課長が行う業務を統括する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 廃棄物埋施設の保安管理組織は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 廃棄物埋施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物埋施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、廃棄物埋施設の保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物埋施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第13条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整に関する業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者として「第13条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) 契約部長は、廃棄物埋施設の保安に関する調達業務を行う。</u></p> <p>(5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第13条 5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(6) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 保安管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査（安全・核セキュリティ統括部長所掌業務を除く。）、その他保安に関する調整業務を行い、<u>安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長</u>及び品質保証課長が行う業務を統括する。</p> <p>(8) <u>安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び安全文化の育</u></p>	<p>条番号の繰上げ 本部の定義の見直し</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化 条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ 監査の職の記載を削除 調達業務を行う契約部長を追加</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>安全対策課長の追加</p> <p>安全文化の育成・維持活動に関する事務業務を行う安全対策課</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(8) 施設安全課長は、この規定の実施の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(9) 危機管理課長は、異常時の通報に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証課長は、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(11) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、放射性廃棄物管理技術課長及び高減容処理技術課長の行う業務を統括する。</p> <p>(12) 放射性廃棄物管理技術課長は、施設管理者として、廃棄物埋施設の保全、廃棄物埋施設に立入る者に係る保安措置、検査及び試験並びに地下水の測定に関する業務を行う。また、別表第3に規定する記録の保存に関する業務を行う。</p> <p>(13) 高減容処理技術課長は、品質保証審査会の庶務に関する業務を行う。</p>	<p><u>成・維持活動に係る事務に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 施設安全課長は、この規定の実施の統括並びに関係法令及び規定の遵守に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(10) 危機管理課長は、<u>非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務</u>を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、<u>廃棄物埋施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務</u>を行う。</p> <p>(12) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、放射性廃棄物管理技術課長及び高減容処理技術課長の行う業務を統括する。</p> <p>(13) 放射性廃棄物管理技術課長は、施設管理者として、廃棄物埋施設の保全、廃棄物埋施設に立入る者に係る保安措置、検査及び試験並びに地下水の測定に関する業務を行う。また、別表第2に規定する記録の保存に関する業務を行う。</p> <p>(14) 高減容処理技術課長は、<u>バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務</u>を行う。</p>	<p>長の職務を追加</p> <p>以下、号番号の繰下げ、関係法令等の遵守に係る業務の追加</p> <p>非常の場合に講ずべき措置（事故対策本部の設置等）の事務を追加</p> <p>品質マネジメント活動の統括に係る事務を追加</p> <p>表番号の繰り上げ</p> <p>部の審議体の記載を削除し、バックエンド技術部長の統括に関する庶務の業務に変更</p>
<p>第2節 委員会</p>	<p>第2節 委員会</p>	
<p>(委員会の設置)</p>	<p>(委員会の設置)</p>	
<p>第7条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を、<u>バックエンド技術部に品質保証審査会を設置</u>する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第9条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>6 品質保証推進委員会の委員長は、第9条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>7 <u>品質保証審査会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員のうちから、バックエンド技術部長が指名する。</u></p> <p>8 <u>品質保証審査会の委員長は、第9条の3第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</u></p>	<p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>部の審議体の記載を削除</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>部の審議体の記載を削除</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項)</p> <p>第8条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 第二種廃棄物埋設事業の変更の許可申請に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 保安活動に関する重要事項</p> <p>(3) <u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第一号。以下「第二種埋設規則」という。）第19条の2に基づき実施する廃棄物埋設施設に係る評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</u></p> <p>(4) 第二種埋設規則第22条の17の各号に定める事象が発生した場合の措置に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) <u>その他廃棄物埋設施設に係る保全に関すること</u>。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項の諮問に対する答申又は意見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について、原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項)</p> <p>第7条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 第二種廃棄物埋設事業の変更の許可申請に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 保安活動に関する重要事項</p> <p>(3) 第二種埋設規則第19条の2に基づき実施する廃棄物埋設施設に係る評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</p> <p>(4) 第二種埋設規則第22条の17の各号に定める事象が発生した場合の措置に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(5) 品質マネジメント活動の基本事項</u></p> <p><u>(6) その他理事長の諮問する事項</u></p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項の諮問に対する答申又は意見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について、原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメント活動の基本事項の追加</p> <p>号番号の繰下げ、その他理事長の諮問する事項に変更</p>
<p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第9条 原子炉施設等安全審査委員会は、原子力科学研究所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 第二種廃棄物埋設事業の変更の許可申請に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の保安規定の認可申請等に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 廃棄物埋設施設の保全の基準に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) <u>定期的な評価に関すること</u>。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、前項の諮問に対する答申、又は原子力科学研究所長に対する意見具申は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、原子炉施設等安全審査委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p>	<p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第8条 原子炉施設等安全審査委員会は、原子力科学研究所長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 第二種廃棄物埋設事業の変更の許可申請に関する<u>事項</u></p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の保安規定の認可申請等に関する<u>事項（第13条に係る事項を除く。）</u></p> <p>(3) 廃棄物埋設施設の保全の基準に関する<u>事項</u></p> <p><u>(4) 廃棄物埋設施設に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</u></p> <p><u>(5) 定期的な評価に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他原子力科学研究所長からの諮問事項</u></p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、前項の諮問に対する答申、又は原子力科学研究所長に対する意見具申は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、原子炉施設等安全審査委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安規定における品質マネジメント計画の審議事項を品質保証推進委員会に移行、記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>関係規則の制定等に関することを追加</p> <p>号番号の繰下げ、記載の適正化</p> <p>その他の項目の追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第9条の2 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質保証活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質保証活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 原子力科学研究所長の諮問する事項</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) その他、品質保証活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を原子力科学研究所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p><u>(品質保証審査会の審議事項)</u></p> <p>第9条の3 品質保証審査会は、バックエンド技術部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質保証活動の基本事項に関すること。</p> <p>(2) その他、部長が審査を求める保安活動に関すること。</p> <p>2 品質保証審査会の委員長は、バックエンド技術部長に対し、前項の諮問に対する答申又は意見具申をするものとする。</p> <p>3 <u>バックエンド技術部長は、品質保証審査会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</u></p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第10条 中央安全審査・品質保証委員会の庶務は、安全・核セキュリティ統括部長が行う。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務は、品質保証課長が行う。</p> <p>3 <u>品質保証審査会の庶務は、高減容処理技術課長が行う。</u></p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第11条 廃棄物埋設施設の保全に関する保安の監督を行わせるため、原子力科学研究所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから、理事長が任命する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、第6条に定める職務を兼務しては</p>	<p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第8条の2 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 原子力科学研究所長の諮問する事項</p> <p>(3) <u>廃棄物埋設施設の保安規定の認可申請等に関する事項（第13条に係る事項に限る。）</u></p> <p>(4) その他、品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を原子力科学研究所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第9条 中央安全審査・品質保証委員会の庶務は、安全・核セキュリティ統括部長が行う。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務は、品質保証課長が行う。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第10条 廃棄物埋設施設の保全に関する保安の監督を行わせるため、原子力科学研究所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから、理事長が任命する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、第5条に定める職務を兼務して</p>	<p>条番号の繰上げ、第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化</p> <p>第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化</p> <p>保安規定（品質マネジメント計画）の認可申請等に関する事項を追加</p> <p>号番号の繰下げ、第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化</p> <p>部の審議体の記載を削除</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>部の審議体の記載を削除</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>ならない。</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋施設に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物埋施設の保全に関し、理事長又は原子力科学研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(2) 廃棄物埋施設の保全に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(3) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(4) 第25条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(5) <u>法令に基づき行われる保安規定の遵守状況の検査等への立会い</u></p> <p>(6) 異常及び事故故障原因の調査並びに事故故障報告書等の作成への参画</p> <p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会、品質保証推進委員会及び品質保証審査会への出席</p> <p>(8) 原子力科学研究所長及び部長が定める規則、通達等の作成への参画</p> <p>(9) 定期的な評価の実施計画策定等への参画</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(10) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p>	<p>はならない。</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第11条 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋施設に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物埋施設の保全に関し、理事長又は原子力科学研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(2) 廃棄物埋施設の保全に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(3) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(4) 第25条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) 異常及び事故故障原因の調査並びに事故故障報告書等の作成への参画</p> <p>(6) 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会への出席 <u>(当該廃棄物埋施設に関し審議する場合)</u></p> <p>(7) 原子力科学研究所長及び部長が定める規則、通達等の作成への参画</p> <p>(8) 定期的な評価の実施計画策定等への参画</p> <p><u>(9) 第31条第2項に規定する保安教育実施計画の確認</u></p> <p>(10) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>原子力規制検査への移行に伴い削除 以下、号番号の繰上げ 部の審議体の記載を削除 埋施設に関し審議する場合出席する旨を明確化</p> <p>保安教育の実施に伴い、保安教育実施計画確認の追加</p>
<p>(指示の遵守等)</p> <p>第13条 廃棄物埋施設の保全に関する業務を行う者は、廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う保安のための指示に従い、及び保安のための勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2 理事長及び原子力科学研究所担当理事は、廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。</p>	<p>(指示の遵守等)</p> <p>第12条 (変更なし)</p>	<p>条番号の繰上げ</p>
<p>第3章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第14条 職員等は、品質保証の仕組みを理解し、<u>法第51条の16第2項に規定される保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）</u>を講じるに当たっては、品質保証計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p>	<p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>第二種埋設規則の変更にに基づく記載の適正化</p> <p>第二種埋設規則の変更にに基づく記載の適正化 第3条で定義しているため、記載を適正化</p> <p>第二種埋設規則の変更にに基づく記載の適正化</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>1. 目的</p> <p>品質保証計画は、<u>安全文化を基礎とし、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することによって、廃棄物埋施設の保全段階の安全を達成・維持・向上させることを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲</p> <p>品質保証計画は、<u>廃棄物埋施設の保全段階の保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義</p> <p>品質保証計画における用語の定義は、<u>JEAC4111に従うものとする。</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>この規定第5条に定める組織（以下「組織」という。）は、JEAC4111の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表第4に示す文書により明確にする。</u></p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係を別図第2により明確にする。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを</u></p>	<p>1. 目的</p> <p><u>本品質マネジメント計画は、廃棄物埋施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、廃棄物埋施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲</p> <p><u>本品質マネジメント計画は、廃棄物埋施設において実施する保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義</p> <p><u>本品質マネジメント計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステムー基本及び用語に従うものとする。</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</u> <u>（削る）</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮する。</u></p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下、「品質管理基準規則」という。）に基づく変更</p> <p>第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化</p> <p>定義の引用を変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づき、保安活動の重要度（施設毎のグレード）に応じた品質マネジメントシステムの構築、運用に変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>行う（別表第1参照）。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び廃棄物埋設施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p>b) <u>プロセス及び廃棄物埋設施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業、要員、手順等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>e) <u>廃棄物埋設施設に対する保守の難易度</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>a) <u>廃棄物埋設施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>廃棄物埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) <u>保安に係る各組織は、廃棄物埋設施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</u></p> <p><u>図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。図4.2に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、「7.1業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指すことをいう。</u></p>	<p>する。当該施設は、保全重要度によらず、単一に適用するため、グレード分けに係る記載は削除する。号番号の繰上げ</p> <p>品質管理基準規則に基づく追加</p> <p>品質管理基準規則に基づく追加</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(4) <u>組織は、これらのプロセスを、品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、組織の品質マネジメントシステムの中で定める。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。</u></p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) <u>次に示す文書（一次文書）</u></p> <p>a) <u>本条で定める品質保証計画</u></p> <p>b) <u>廃棄物埋施設品質保証計画書</u></p> <p>(3) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するための文書（二次文書）</u></p> <p>(4) <u>当該部署における保全段階の保安活動の効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、上記(1)～(3)に基づいて、当該部署が必要とする文書（三次文書）</u></p> <p>(5) <u>品質保証計画が要求する記録</u></p> <p>(6) <u>品質マネジメントシステム文書体系図を別図第4に示し、品質マネジメントシステム文書を管理する。また、別表第4に示す文書は、二次文書として管理を行う。</u></p>	<p><u>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>・風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・廃棄物埋施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、表4.2.1に廃棄物埋施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>廃棄物埋施設品質マネジメント計画書</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>前項に移行</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく追加</p> <p>文書体系を明確にするため、表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書を添付する。</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく削除</p> <p>品質管理基準規則に基づく削除</p>



原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして本品質保証計画及び「廃棄物埋施設品質保証計画書」を作成し、維持する。改定する場合は、作成と同じ手続きで行う。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲 <u>(新規)</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された“<u>文書化された手順</u>”又はそれらを参照できる情報を参照できる情報</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は<u>文書の一種ではあるが</u>、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書について、次に示す活動に必要な管理を規定するために、<u>文書の管理の手順（別表第4参照）を定める。</u></p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>c) 文書の変更の識別及び<u>現在有効な版</u>の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書が読みやすく、<u>容易に識別可能な状態</u>にあることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>適切な識別</u>をする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、廃棄物埋施設品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲 <u>(適用組織を含む。)</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>a) <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の<u>妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、<u>改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び<u>最新の改定版</u>の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の<u>最新の改定版又は適切な版</u>が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、<u>読みやすくかつ容易に識別可能な状態</u>であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>適切に識別し、管理</u>をする。</p> <p>i) <u>文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるように</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために<u>適正に*</u>作成された記録を、管理する。</p> <p>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理の手順<u>(別表第4参照)</u>を定める。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>*「<u>適正に</u>」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者の<u>コミットメント</u></p> <p>理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対する<u>コミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、理事長は、業務に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする<u>(7.2.1及び8.2.1参照)</u>。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、</u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、</u>本部の「<u>文書及び記録管理要領</u>」を定め、原子力科学研究所長は、「<u>原子力科学研究所文書及び記録の管理要領</u>」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の<u>関与</u></p> <p>理事長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、<u>原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、<u>品質方針について、次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対する<u>コミットメント</u>を含む。</p> <p>c) <u>品質目標を設定し、これをレビューすることを明確にする。</u></p> <p>d) <u>内部コミュニケーション等を通じて組織全体に伝達し、理解されるよう啓発活動に取り組む。</u></p> <p>e) <u>品質方針の適切性を持続するためにマネジメントレビューを通じて適宜見直しを図る。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>組織内のしかなるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3)a参照）が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との<u>整合を取る。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>理事長は、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定すること。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、<u>整合性が取れていること。</u></p>	<p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、<u>次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p>a) 組織の目的<u>及び状況</u>に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に<u>対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) 品質目標の<u>設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物埋施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1(4)b参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1(4)参照）が作成されることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u></p> <p>b) <u>必要な資源</u></p> <p>c) <u>責任者</u></p> <p>d) <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と<u>整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、<u>本品質マネジメント計画を策定する。</u></p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、<u>管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステ</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、この規定第2章に定める責任及び権限を組織内のそれぞれの部門を通じて組織全体に周知させることを確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長を、監査プロセスにおいては統括監査の職を、また、原子力科学研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、それぞれの領域において、次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>ム全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、この規定第2章の保安管理体制について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、原子力科学研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において、次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、<u>安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・廃棄物埋施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内に<u>コミュニケーションのための適切なプロセスが確立される</u>ことを確実にする。また、理事長は、品質マネジメントシステムの有効性に関して<u>評価及び確認を行うマネジメントレビューの会議等</u>を通じて情報交換を行う。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、<u>組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムのレビュー（別表第4参照）を行う。</u></p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の<u>機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価</u>も行う。</p> <p>(3) <u>マネジメントレビューの結果の記録は、4.2.4に基づき管理する。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p>	<p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物埋施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内の<u>コミュニケーションが適切に行われる</u>ことを確実にするため、<u>機構に中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所長は、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。</u>また、理事長は、<u>マネジメントレビューを通じて、廃棄物埋施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われる</u>ことを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き<u>適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の<u>機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価</u>も行う。 <u>（削る）</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>記載の適正化 根拠要領及び頻度の明確化</p> <p>記載の適正化</p> <p>下部要領（マネジメントレビュー実施要領）に規定</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>管理責任者は、次の事項について保安活動の総括を行い、これを基にマネジメントレビューへのインプット情報を作成し、報告する。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>c) <u>プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u> (新規) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>g) 改善のための提案 (新規) (新規)</p>	<p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a) <u>内部監査の結果</u></p> <p>b) <u>組織の外部の者からの意見</u></p> <p>c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</u></p> <p>d) <u>自主検査等の結果</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u></p> <p>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する<u>処置状況のフォローアップ</u></p> <p>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>j) 改善のための提案</p> <p>k) <u>資源の妥当性</u></p> <p>l) <u>保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)項a)において同じ。))の有効性</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>理事長は、マネジメントレビューからのアウトプットに、次の事項に関する決定及び処置をすべて含めて指示を行う。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) <u>資源の必要性</u> (新規) (新規) (新規) (新規)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、<u>管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に<u>関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権</p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員については、必要な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として、当該業務を実施できる力量を有する者をあてる。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>組織は、力量、教育・訓練及び認識に関する次の事項を確実に実施するため、それぞれの教育・訓練に係る管理の手順（別表第4参照）を定める。また、理事長は、監査員の力量について内部監査に係る手順（別表第4参照）に定める。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識させることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>6.3 廃棄物埋設施設</p> <p><u>バックエンド技術部長は、原子力安全の達成のために必要な廃棄物埋設施設を明確にし、この規定「第4章埋設保全区域の管理」に従って維持管理する。</u></p>	<p><u>限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源（要員の力量）</u></p> <p>(2) <u>インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実にものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p><u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</u></p>	<p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>6.4 作業環境</p> <p>バックエンド技術部長は、<u>原子力安全の達成のために必要な廃棄物埋施設の作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>組織は、次の保安活動に係る業務に必要なプロセスを計画し、構築する(別表第4参照)。</u></p> <p>a) <u>保守管理に関するもの</u></p> <p>b) <u>異常時の通報及び措置に関するもの</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性を取る(4.1参照)。</u></p> <p>(3) <u>組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <p>a) <u>業務に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>b) <u>業務に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>6.4 作業環境</p> <p>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、<u>保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>原子力科学研究所長及び部長は、廃棄物埋施設の保守管理、異常時の通報等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を表4.2.1のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</u></p> <p>(4) <u>原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>業務・廃棄物埋施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・廃棄物埋施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・廃棄物埋施設のための検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・廃棄物埋施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物埋施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>



原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務に対する要求事項の明確化</p> <p>組織は、次の事項を「7.1 業務の計画」で明確にする。</p> <p>a) 業務に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「7.1 業務の計画」で作成した計画に示す要求事項について、業務を行う前にレビューする。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務に対する要求事項が定められていること。</p> <p>b) 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されていること。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっていること。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を4.2.4(2)に定めた手順に基づき管理する。</p> <p>(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、保安検査等の対応を通じて、原子力安全に関するコミュニケーションを図る。</p> <p>7.3 設計・開発</p>	<p>7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項の明確化</p> <p>原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</p> <p>a) 業務・廃棄物埋設施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・廃棄物埋設施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項(安全基準等)</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改定する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発</p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>追加要求事項の明確化</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>バックエンド技術部長は、次の事項を要領に定め、放射性廃棄物管理技術課長に実施させる。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、<u>放射性廃棄物管理技術課長は、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) 設計・開発の<u>段階</u></p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任及び権限</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物管理技術課長は、効果的なコミュニケーション<u>及び責任の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新</u>する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を<u>維持</u>する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>廃棄物埋設施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューする。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないこと。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設の設計・開発の計画<u>(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。)</u>を行うことを含む。)を策定し、管理する。<u>この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</u></p> <p>(2) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) 設計・開発の<u>性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の<u>方法並びに管理体制</u></p> <p>c) 設計・開発に関する<u>部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物管理技術課長は、効果的なコミュニケーション<u>と責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)</u>間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更 品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物埋設施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者を含める。<u>このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。<u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 <u>(新規)</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる廃棄物埋設施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p>	<p>(1) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</u></p> <p>(2) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</u></p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び廃棄物埋設施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物埋設施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物埋設施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、廃棄物埋設施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、廃棄物埋設施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>主語の明確化、記載の適正化</p> <p>レビューへの参加者に専門家を追加</p> <p>主語の明確化、号番号の追加</p> <p>主語の明確化</p> <p>品質管理基準規則に基づく追加</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、廃棄物埋設施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の廃棄物埋設施設を構成する要素及び関連する廃棄物埋設施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.4 調達</p> <p>バックエンド技術部長は、この規定「第4章埋設保全区域の管理」、及び「第6章異常時の措置」における放射性物質の濃度測定に関して調達が生じた場合、以下の調達プロセスに関する事項を適用する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) バックエンド技術部長は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて業務の計画に定める（別表第4参照）。</p> <p>(3) バックエンド技術部長は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める（別表第4参照）。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>(2) <u>バックエンド技術部長は、実行可能な場合にはいつでも、廃棄物埋設施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(2) <u>バックエンド技術部長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>バックエンド技術部長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、廃棄物埋設施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物埋設施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>7.4 調達</p> <p>バックエンド技術部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、<u>調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) バックエンド技術部長は、<u>保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) バックエンド技術部長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。<u>また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、バックエンド技術部の調</u></p>	<p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(4) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) バックエンド技術部長は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める(別表第4参照)。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>(新規)</p> <p>(2) バックエンド技術部長は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(新規)</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 供給者先で検証を実施することにした場合には、バックエンド技術部長は、その検証の<u>手順</u>及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p>	<p><u>達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) バックエンド技術部長は、<u>調達製品等</u>の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を<u>調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物埋施設設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をバックエンド技術部の調達に関する管理要領に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務</u>の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>力量(適格性を含む。)</u>確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項(7.4.2参照)の中で明確にする。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>主語の明確化、記載の適正化</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>7.5 業務の実施 <u>(新規)</u></p> <p>7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) <u>原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、<u>適宜</u>使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が<u>適宜</u>実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、<u>組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) <u>組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する(別表第4参照)。</u></p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>適格性</u>確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の<u>適用</u></p> <p>d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)</p> <p>e) <u>妥当性の再確認</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務</u></p>	<p>7.5 業務の実施 <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画(7.1参照)に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p><u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋施設の保守管理、異常時の通報等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために、次の事項を含め、必要な情報が利用できる。</u></p> <p><u>・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p><u>・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) <u>必要な時に、</u>作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている(8.2.3参照)。</p> <p>f) 業務のリリース(<u>次工程への引渡し</u>)が<u>規定どおりに</u>実施されている。</p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p>(2) <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法(所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)</u></p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画及び実施の全</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>主語及び個別業務の明確化</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>を識別する。</p> <p>(2) <u>組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務の状態を識別する。</u></p> <p>(3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務について一意の識別を管理し、記録を4.2.4に定めた手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>放射性廃棄物管理技術課長は、<u>機構外の所有物について、それが機構の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持しなければならない</u> (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>バックエンド技術部長は、<u>調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) <u>業務に対する要求事項への適合性を実証するために、バックエンド技術部長は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を業務の計画で明確にする。</u></p> <p>(2) <u>バックエンド技術部長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを業務の計画に定める。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たせるように手順(別表第4参照)を定めて実施する。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p>	<p>過程において、<u>監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物埋施設を識別し、管理する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) <u>部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物埋施設について固有の識別をし、その記録を管理する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>放射性廃棄物管理技術課長は、<u>管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、<u>調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p><u>バックエンド技術部長は、監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務・廃棄物埋施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサ可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する</u> (4.2.4参照)。</p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p>	<p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録を管理する(4.2.4参照)。バックエンド技術部長は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。</u></p> <p>校正及び検証の結果の記録は適切に管理する(4.2.4参照)。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。<u>この情報は外部とのコミュニケーションにて入手し、マネジメントレビューのインプット情報とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p>	<p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物埋施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(6) <u>放射性廃棄物管理技術課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p>	<p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p>



原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを<u>明確にするために、統括監査の職に命じあらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) <u>統括監査の職は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。また、監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を規定するために、文書化された手順(別表第4参照)を定める。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録は4.2.4に定めた手順に基づき維持する。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを<u>確認</u>するため、<u>毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(7) <u>統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p>
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u></p> <p><u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(新規)</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(3) <u>組織は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(新規)</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、廃棄物埋施設の要求事項が満たされていることを検証するために、<u>手順を定め(別表第4参照)廃棄物埋施設の検査及び試験を行う。</u>検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。<u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を管理の手順に従い維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(3) <u>リリース(保安活動の再開)を正式に許可した人を、管理の手続きに基づき記録する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(4) <u>業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、廃棄物埋施設の覆土修復等の一部保安活動をしてはならない。ただし、バックエンド技術部長が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(新規)</p>	<p>める。</p> <p>a) <u>監視及び測定の時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) <u>原子力科学研究所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>自主検査及び試験を行うバックエンド技術部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物埋施設に係る検査及び試験を実施する。検査及び試験は、個別業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、廃棄物埋施設に係る一部の保安活動をしてはならない。ただし、バックエンド技術部長が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び原子力科学研究所長は、不適合の処理に関する管理(関連する管理者に不適合を報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管</u></p>	<p></p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(1) <u>組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、手順（別表第4参照）を定める。</u></p> <p>(3) <u>不適合の処理を実施する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) <u>組織は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>組織は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を4.2.4に定めた手順に基づき管理する。</u></p> <p>(6) <u>第二種埋設規則第22条の17に定める事故故障等を含む不適合をその内容に応じ、機構外へ公表する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(5) <u>原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>	
<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>組織は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</u></p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>b) 業務に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物埋施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) <u>組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項を規定するために、手順(別表第4参照)を定める。</u></p> <p>a) <u>不適合の内容確認</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) <u>組織は、安全に重大な影響を与える事象について、次の事項を満たすように方法及び体制に関する手順を規定し、当該手順に従って事象ごとに根本原因分析を実施す</u></p>	<p>参照)</p> <p>b) <u>業務・廃棄物埋施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物埋施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</u></p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び原子力科学研究所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、<u>検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、<u>組織的側面等を考慮することを含む。)</u></u></p> <p>b) <u>不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則に基づく変更</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p> <p>品質管理基準規則の解釈の内容を反映</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>る。</p> <p>a) <u>体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p>b) <u>分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p>c) <u>是正処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p>d) <u>具体的な是正処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>8.5.3 <u>予防処置</u></p> <p>(新規)</p> <p>(1) <u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項を規定するために、手順（別表第4参照）を定める。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(4) <u>8.5.2(4)に該当しない事象について、是正処置を実施した後、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析として、次の事項を満たすような方法及び体制を定めた手順を定める。</u></p> <p>a) <u>体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p>	<p><u>に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）</u> に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び原子力科学研究所長は、他の廃棄物埋設施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄物埋設事業者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>(削る)</p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>品質管理基準規則に基づく変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>b) <u>分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p>c) <u>予防処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p>d) <u>具体的な予防処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p>第4章 <u>埋設保全区域の管理</u></p> <p>第1節 <u>埋設保全区域の管理</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第4章 <u>廃棄物埋設施設の施設管理</u></p> <p>第1節 <u>施設管理目標及び施設管理実施計画</u></p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第14条 <u>バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>バックエンド技術部長は、前項の施設管理目標の策定に当たり、原子力科学研究所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画の策定)</u></p> <p>第14条の2 <u>放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋設施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物埋設施設の巡視及び地下水測定（廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物埋設施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物埋設施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視、地下水測定、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>(6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理技術課長は、前項の施設管理実施計画について、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p>	<p>廃棄物埋設施設の施設管理に変更</p> <p>施設管理目標及び施設管理実施計画等を追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(新規)</p> <p>(埋設保全区域)</p> <p>第15条 埋設保全区域は、別図第3に示すとおりとする。</p> <p>(埋設保全区域に係る保安の措置)</p> <p>第16条 放射性廃棄物管理技術課長は、埋設保全区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 別記標識第1に規定する標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、廃棄物埋設地の現状を保全するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 廃棄物埋設地であること、埋設した放射性廃棄物の種類、埋設を開始した日及び終了した日並びに保安のための注意事項を表示した立札を設置し、常に見やすい状態しておくとともに、表示事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 埋設保全区域内の居住、地表面の掘削等の行為を制約又は禁止するための措置を講ずること。</p> <p>(4) <u>廃棄物埋設地近傍における地下水の測定に関すること。</u></p> <p>第2節 巡視及び点検</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理技術課長は、<u>毎週1回以上、廃棄物埋設地の巡視及び点検を行</u>わなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>第3節 修復</p>	<p>第14条の3 <u>放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋設施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第14条の4 <u>放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋設施設について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を毎年度1回以上行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第2節 保守管理</p> <p>(埋設保全区域)</p> <p>第15条 埋設保全区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(埋設保全区域に係る保安の措置)</p> <p>第16条 放射性廃棄物管理技術課長は、埋設保全区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 別記標識第1に規定する標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、廃棄物埋設地の現状を保全するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 廃棄物埋設地であること、埋設した放射性廃棄物の種類、埋設を開始した日及び終了した日並びに保安のための注意事項を表示した立札を設置し、常に見やすい状態しておくとともに、表示事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 埋設保全区域内の居住、地表面の掘削等の行為を制約又は禁止するための措置を講ずること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(巡視及び地下水の測定)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理技術課長は、<u>施設管理実施計画に基づき、廃棄物埋設地の巡視を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理技術課長は、毎月1回以上、廃棄物埋設地の近傍における地下水の水位及び地下水中の放射性物質の濃度の測定を行わなければならない。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>保守管理の節の追加</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>地下水測定を次条に移行</p> <p>「保守管理」に統合するため削除</p> <p>「点検」を削除し、前条より地下水の測定を移動 頻度の削除及び施設管理実施計画に基づく旨を追加</p> <p>地下水測定を前条より移行</p> <p>「保守管理」に統合するため削除</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(覆土等の修復)</p> <p>第18条 放射性廃棄物管理技術課長は、前条に規定する巡視及び点検の結果、必要と認められた場合には、覆土、排水溝及び立札の修復を行わなければならない。</p> <p>第5章 (削除)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(通報連絡の系統)</p> <p>第19条 部長は、廃棄物埋施設に係る異常が発生した場合における通報連絡系統を定め、危機管理課長又は放射性廃棄物管理技術課長に周知しなければならない。</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第20条</p> <p>危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋施設に係る異常を発見した者が通報できるよう通報先を掲示しなければならない。</p> <p>2 部長は、廃棄物埋施設の保安活動に従事する者に対し、防災訓練を毎年度1回以上実施しなければならない。</p> <p>第2節 異常時の措置</p> <p>(異常を発見した場合の通報)</p> <p>第21条 危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、通報連絡系統の定めるところにより関係者に通報しなければならない。</p> <p>(異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理技術課長は、第17条の巡視及び点検の結果異常を認めたとき、又は異常が発生した旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、第18条に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理技術課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物埋施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>(覆土等の修復)</p> <p>第18条 放射性廃棄物管理技術課長は、前条に規定する巡視の結果、必要と認められた場合には、<u>施設管理実施計画に基づき</u>、覆土、排水溝及び立札の修復を行わなければならない。</p> <p>(変更なし)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(通報連絡の系統)</p> <p>第19条 部長は、廃棄物埋施設に係る異常が発生した場合における通報連絡系統を定め、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長に周知しなければならない。</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第20条 <u>原子力科学研究所長は、事故異常時の通報連絡、措置等に関する規定を定めなければならない。</u></p> <p>2 危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、廃棄物埋施設に係る異常を発見した者が通報できるよう通報先を掲示しなければならない。<u>また、事故発生時の防護活動に必要な防護資機材を整備しなければならない。</u></p> <p>3 部長は、廃棄物埋施設の保安活動に従事する者に対し、防災訓練を毎年度1回以上実施しなければならない。</p> <p>第2節 異常時の措置</p> <p>(異常を発見した場合の通報)</p> <p>第21条 (変更なし)</p> <p>(異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理技術課長は、第17条の巡視の結果異常を認めたとき又は異常が発生した旨の通報を受けたときは、<u>施設内に居る者に対する避難誘導を行うとともに、その原因及び状況を調査し、第18条に規定する措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理技術課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物埋施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>「点検」の削除 施設管理実施計画に基づく旨を追加</p> <p>部長が定める通報連絡系統について、両課長への周知に変更</p> <p>事故異常時の通報連絡、措置等に関する規定の制定を追加</p> <p>項番号の追加 防護資機材の整備の追加</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>「点検」の削除 施設内に居る者を対象に避難誘導することを明確化</p>



原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>3 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物埋設施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、廃棄物埋設地周辺の土壤等を採用し、放射性物質の濃度を測定し、その異常が廃棄物埋設施設の保安に重大な影響を及ぼすと認めるときは、原子力科学研究所長に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、異常の通報を受けた場合において、その異常が別に定める事故異常時の通報連絡に関する規定の定める事象に該当するときは、安全・核セキュリティ統括部長に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力緊急事態の措置)</p> <p>第23条 廃棄物埋設施設に原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき緊急時体制を発令し、措置するものとする。また、事態が収束した場合は、原子力事業者防災業務計画に基づき緊急時体制を解除する。</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第24条 廃棄物埋設施設の保全段階に関する記録は、別表第2に掲げるところにより記録を適正に*作成し、第14条4.2.4に基づき管理する。</p> <p>2 廃棄物埋設施設の埋設段階に関する記録の保存は、別表第3に掲げるところにより保存するものとする。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第25条 バックエンド技術部長は、四半期ごとに、廃棄物埋設施設について、次の各号に掲げる事項を原子力科学研究所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 保全の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(4) 廃棄物埋設施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練の実施状況</p>	<p>3 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物埋設施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、廃棄物埋設地周辺の土壤等を採用し、放射性物質の濃度を測定し、その異常が廃棄物埋設施設の保安に重大な影響を及ぼすと認めるときは、原子力科学研究所長に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、異常の通報を受けた場合において、その異常が別に定める事故異常時の通報連絡に関する規定の定める事象に該当するときは、安全・核セキュリティ統括部長に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力緊急事態の措置)</p> <p>第23条 (変更なし)</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第24条 廃棄物埋設施設の保全段階に関する記録は、別表第1に掲げるところにより記録を作成し、第13条4.2.4に基づき管理する。</p> <p>2 廃棄物埋設施設の埋設段階に関する記録の保存は、別表第2に掲げるところにより保存するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(業務報告)</p> <p>第25条 バックエンド技術部長は、四半期ごとに、廃棄物埋設施設について、次の各号に掲げる事項を原子力科学研究所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 保全の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(4) 廃棄物埋設施設の保全の業務に従事する者に対する保安教育・訓練の実施状況</p>	<p>表番号の繰上げ 条番号の繰上げ、記載の適正化 表番号の繰上げ 記載の適正化 保安教育・訓練の実施状況の報告の明確化</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(5) その他保安活動に関する事項</p> <p>(事故故障等の報告)</p> <p>第26条 バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設について、第二種埋設規則第22条の17に定める事象が発生した場合及び第二種埋設規則第22条の17に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合は、その旨を原子力科学研究所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 原子力科学研究所長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに報告書を作成し、原子力科学研究所担当理事の確認を受けて、関係諸機関及び理事長に報告しなければならない。</p> <p>第8章 定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第27条 原子力科学研究所長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた廃棄物埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更するときに、次の各号に定める最新の知見を踏まえ、定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 施設管理統括者は、次条の実施計画に基づき、埋設物による放射線の被ばく管理に関する評価を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足するものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、第二種埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>(定期的な評価の実施計画)</p> <p>第28条 施設管理統括者は、前条の評価を行う場合は、定期的な評価の実施計画を作成し、原子力科学研究所長の承認を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 原子力科学研究所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、第1項の承認を行う場合は、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同</p>	<p>(5) その他保安活動に関する事項</p> <p>(事故故障等の報告)</p> <p>第26条 (変更なし)</p> <p>第8章 定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第27条 原子力科学研究所長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた廃棄物埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更<u>(埋設保全区域の廃止を含む。)</u>するときに、次の各号に定める最新の知見を踏まえ、定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 廃棄物埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 施設管理統括者は、次条の実施計画に基づき、埋設物による放射線の被ばく管理に関する評価を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足するものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、第二種埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>(定期的な評価の実施計画)</p> <p>第28条 施設管理統括者は、前条の評価を行う場合は、定期的な評価の<u>手順及び体制を含めた実施計画</u>を作成し、原子力科学研究所長の承認を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 原子力科学研究所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、第1項の承認を行う場合は、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同</p>	<p>廃止措置への移行に伴う埋設保全区域の廃止を明確化</p> <p>定期的な評価の手順及び体制を実施計画に含むことの明確化</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>意を得なければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所長は、第1項の規定により承認したときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第29条 施設管理統括者は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価の結果について原子力科学研究所長の承認を得る。</p> <p>2 原子力科学研究所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、第1項の承認を行う場合は、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所長は、第1項の規定により承認したときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(評価結果の反映)</p> <p>第30条 理事長は、前条第4項の報告を受けた場合は、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の審議の結果、<u>保安活動等に関する改善</u>が必要な場合には、改善計画を策定し、原子力科学研究所長の承認を得て、改善を行う。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所長は、第2項の承認を行う場合は、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、第2項の規定により承認したときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>同意を得なければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所長は、第1項の規定により承認したときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第29条 (変更なし)</p> <p>(評価結果の反映)</p> <p>第30条 理事長は、前条第4項の報告を受けた場合は、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の審議の結果、<u>保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメント活動の改善</u>が必要な場合には、改善計画を策定し、原子力科学研究所長の承認を得て、改善を行う。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 原子力科学研究所長は、前項の承認を行う場合は、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所長は、第2項の承認を行う場合は、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、第2項の規定により承認したときは、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>改善活動の実施内容の明確化</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>(新規)</u></p>	<p>第9章 保安教育</p> <p><u>(保安教育)</u></p> <p>第31条 部長は、<u>廃棄物埋施設の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「要員」という。）</u>に対し、当該業務に必要な保安教育を実施した者を充てる。</p> <p>2 部長は、<u>保安教育（第3章に定める品質マネジメント計画に関する教育を含む。）</u>を行うため、<u>保安教育実施計画を作成しなければならない。</u></p> <p>3 部長は、<u>前項の保安教育実施計画に基づき別表第3に定める保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p>4 部長は、<u>要員について、第2項の保安教育実施計画に基づき保安教育の実施状況を定期的に確認しなければならない。</u></p>	<p>第9章「保安教育」の追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現行	変更案	備考
<p>(新規)</p>	<p>図 4.1 品質マネジメントシステム体系図</p>	<p>別図第 2 を「図 4.1 品質マネジメントシステム体系図」に変更し、品質管理基準規則に基づき変更する</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現行	変更案	備考
<p>(新規)</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム(4.1一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <p>5.1 経営者の関与      5.3 品質方針</p> <p>5.2 原子力の安全の重視      5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標      5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画 (保守管理、異常時の措置)</p> <p>7.3 設計・開発      7.4 調達</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 インフラストラクチャー</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>Check, Act 8. 評価及び改善(8.1一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス    中プロセス    小プロセス    明確な関連    理解上重要な関連</p> <p>図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図</p>	<p>「図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図」を追加</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																																																																												
<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">関連 条項</th> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">文書名</th> <th style="width: 20%;">承認者</th> <th style="width: 25%;">文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.2</td> <td>品質マニュアル</td> <td>廃棄物埋施設品質マネジメント計画書</td> <td>理事長</td> <td>QS-P09</td> </tr> <tr> <td>4.2.3</td> <td rowspan="4">文書管理 記録の管理</td> <td>文書及び記録管理要領</td> <td>安全・核セキュリティ ディレクター</td> <td>QS-A01</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>原子力科学研究所文書及び記録の管理 要領</td> <td>原子力科学研 究所長</td> <td>(科)QAM-420</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安管理部の文書及び記録の管理要領</td> <td>保安管理部長</td> <td>(科保)QAM-420</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バックエンド技術部文書及び記録の管 理要領</td> <td>バックエンド技 術部長</td> <td>(科ノ)QAM-420</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td rowspan="2">経営者の関与</td> <td>安全文化の育成及び維持並びに関係法 令等の遵守活動に係る実施要領</td> <td>安全・核セキュリ ティ統括部長</td> <td>QS-A09</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力科学研究所安全文化の育成及び 維持並びに関係法令等の遵守活動に係 る実施要領</td> <td>原子力科学研 究所長</td> <td>(科)QAM-510</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td rowspan="2">品質目標</td> <td>品質目標の設定管理要領</td> <td>安全・核セキュリ ティ統括部長</td> <td>QS-A11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力科学研究所品質目標管理要領</td> <td>原子力科学研 究所長</td> <td>(科)QAM-540</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td rowspan="3">内部コミュニケー ション</td> <td>中央安全審査・品質保証委員会の運営 について</td> <td>安全・核セキュリ ティ統括部長</td> <td>QS-A04</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉施設等安全審査委員会規則</td> <td>原子力科学研 究所長</td> <td>(科)QAM-550</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力科学研究所品質保証推進委員会 規則</td> <td>原子力科学研 究所長</td> <td>(科)QAM-552</td> </tr> <tr> <td>5.6.1</td> <td>マネジメントレビ ュウ</td> <td>マネジメントレビュー実施要領</td> <td>理事長</td> <td>QS-P02</td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td rowspan="3">力量、教育・訓練及 び認識</td> <td>教育訓練管理要領</td> <td>安全・核セキュリ ティ統括部長</td> <td>QS-A07</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安管理部教育・訓練管理要領 (埋設 施設)</td> <td>保安管理部長</td> <td>(科保) DQAM-620</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バックエンド技術部教育訓練管理要領 (埋設施設)</td> <td>バックエンド技 術部長</td> <td>(科ノ) DQAM-620</td> </tr> </tbody> </table>	関連 条項	項目	文書名	承認者	文書番号	4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ ディレクター	QS-A01	4.2.4	原子力科学研究所文書及び記録の管理 要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-420		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420		バックエンド技術部文書及び記録の管 理要領	バックエンド技 術部長	(科ノ)QAM-420	5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法 令等の遵守活動に係る実施要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A09		原子力科学研究所安全文化の育成及び 維持並びに関係法令等の遵守活動に係 る実施要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-510	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A11		原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-540	5.5.4	内部コミュニケー ション	中央安全審査・品質保証委員会の運営 について	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A04		原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研 究所長	(科)QAM-550		原子力科学研究所品質保証推進委員会 規則	原子力科学研 究所長	(科)QAM-552	5.6.1	マネジメントレビ ュウ	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	6.2.2	力量、教育・訓練及 び認識	教育訓練管理要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A07		保安管理部教育・訓練管理要領 (埋設 施設)	保安管理部長	(科保) DQAM-620		バックエンド技術部教育訓練管理要領 (埋設施設)	バックエンド技 術部長	(科ノ) DQAM-620	<p>別図第4を「表4.2.1 品質マネジメントシステム文書」に変更 保安規定との関連条項を削除 品質マネジメントの項目及び文書番号を追加</p>
関連 条項	項目	文書名	承認者	文書番号																																																																										
4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09																																																																										
4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ ディレクター	QS-A01																																																																										
4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理 要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-420																																																																										
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420																																																																										
		バックエンド技術部文書及び記録の管 理要領	バックエンド技 術部長	(科ノ)QAM-420																																																																										
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法 令等の遵守活動に係る実施要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A09																																																																										
		原子力科学研究所安全文化の育成及び 維持並びに関係法令等の遵守活動に係 る実施要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-510																																																																										
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A11																																																																										
		原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研 究所長	(科)QAM-540																																																																										
5.5.4	内部コミュニケー ション	中央安全審査・品質保証委員会の運営 について	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A04																																																																										
		原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研 究所長	(科)QAM-550																																																																										
		原子力科学研究所品質保証推進委員会 規則	原子力科学研 究所長	(科)QAM-552																																																																										
5.6.1	マネジメントレビ ュウ	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02																																																																										
6.2.2	力量、教育・訓練及 び認識	教育訓練管理要領	安全・核セキュリ ティ統括部長	QS-A07																																																																										
		保安管理部教育・訓練管理要領 (埋設 施設)	保安管理部長	(科保) DQAM-620																																																																										
		バックエンド技術部教育訓練管理要領 (埋設施設)	バックエンド技 術部長	(科ノ) DQAM-620																																																																										

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																																																																																	
(新規)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 304 1273 352">関連 条項</th> <th data-bbox="1273 304 1433 352">項目</th> <th data-bbox="1433 304 1724 352">文書名</th> <th data-bbox="1724 304 1860 352">承認者</th> <th data-bbox="1860 304 1997 352">文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 352 1273 716">7.1</td> <td data-bbox="1273 352 1433 716" rowspan="7">業務の計画</td> <td data-bbox="1433 352 1724 405">業務の計画及び実施管理要領</td> <td data-bbox="1724 352 1860 405">安全・核セキュリティ統括部長</td> <td data-bbox="1860 352 1997 405">QS-A12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 405 1273 457"></td> <td data-bbox="1433 405 1724 457">原子力科学研究所事故対策規則</td> <td data-bbox="1724 405 1860 457">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 405 1997 457">(科)QAM-713</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 457 1273 510"></td> <td data-bbox="1433 457 1724 510">原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準</td> <td data-bbox="1724 457 1860 510">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 457 1997 510">(科)QAM-714</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 510 1273 562"></td> <td data-bbox="1433 510 1724 562">原子力科学研究所保全本有効性評価要領</td> <td data-bbox="1724 510 1860 562">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 510 1997 562">(科)QAM-715</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 562 1273 615"></td> <td data-bbox="1433 562 1724 615">原子力科学研究所 PI 設定評価要領</td> <td data-bbox="1724 562 1860 615">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 562 1997 615">(科)QAM-716</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 615 1273 667"></td> <td data-bbox="1433 615 1724 667">保安管理部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 615 1860 667">保安管理部長</td> <td data-bbox="1860 615 1997 667">(科保) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 667 1273 716"></td> <td data-bbox="1433 667 1724 716">バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 667 1860 716">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="1860 667 1997 716">(科バ) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 716 1273 768">7.3</td> <td data-bbox="1273 716 1433 768">設計・開発</td> <td data-bbox="1433 716 1724 768">バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 716 1860 768">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="1860 716 1997 768">(科バ) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 768 1273 821">7.4</td> <td data-bbox="1273 768 1433 821" rowspan="2">調達</td> <td data-bbox="1433 768 1724 821">調達先の評価・選定管理要領</td> <td data-bbox="1724 768 1860 821">契約部長</td> <td data-bbox="1860 768 1997 821">QS-G01</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 821 1273 873"></td> <td data-bbox="1433 821 1724 873">バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 821 1860 873">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="1860 821 1997 873">(科バ) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 873 1273 926">7.6</td> <td data-bbox="1273 873 1433 926">監視機器及び測定機器の管理</td> <td data-bbox="1433 873 1724 926">バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 873 1860 926">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="1860 873 1997 926">(科バ) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 926 1273 978">8.2.2</td> <td data-bbox="1273 926 1433 978">内部監査</td> <td data-bbox="1433 926 1724 978">原子力安全監査実施要領</td> <td data-bbox="1724 926 1860 978">理事長</td> <td data-bbox="1860 926 1997 978">QS-P03</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 978 1273 1031">8.2.4</td> <td data-bbox="1273 978 1433 1031">検査及び試験</td> <td data-bbox="1433 978 1724 1031">バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領</td> <td data-bbox="1724 978 1860 1031">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="1860 978 1997 1031">(科バ) DQAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1031 1273 1083">8.3</td> <td data-bbox="1273 1031 1433 1083">不適合管理</td> <td data-bbox="1433 1031 1724 1083" rowspan="3">不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領</td> <td data-bbox="1724 1031 1860 1083">安全・核セキュリティ統括部長</td> <td data-bbox="1860 1031 1997 1083">QS-A03</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1083 1273 1136">8.5.2</td> <td data-bbox="1273 1083 1433 1136">是正処置等</td> <td data-bbox="1724 1083 1860 1136">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 1083 1997 1136">(科)QAM-830</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1136 1273 1188">8.5.3</td> <td data-bbox="1273 1136 1433 1188">未然防止処置</td> <td data-bbox="1724 1136 1860 1188">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 1136 1997 1188">(科)QAM-850</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1188 1273 1241"></td> <td data-bbox="1273 1188 1433 1241"></td> <td data-bbox="1433 1188 1724 1241">原子力科学研究所水平展開要領</td> <td data-bbox="1724 1188 1860 1241">原子力科学研究所長</td> <td data-bbox="1860 1188 1997 1241">(科)QAM-850</td> </tr> </tbody> </table>	関連 条項	項目	文書名	承認者	文書番号	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A12		原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714		原子力科学研究所保全本有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716		保安管理部廃棄物埋施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710		バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01		バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03	8.5.2	是正処置等	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	8.5.3	未然防止処置	原子力科学研究所長	(科)QAM-850			原子力科学研究所水平展開要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-850	
	関連 条項	項目	文書名	承認者	文書番号																																																																														
	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A12																																																																														
			原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713																																																																														
			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714																																																																														
			原子力科学研究所保全本有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715																																																																														
			原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716																																																																														
			保安管理部廃棄物埋施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710																																																																														
			バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710																																																																														
	7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710																																																																														
	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01																																																																														
			バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710																																																																														
	7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710																																																																														
	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03																																																																														
	8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710																																																																														
	8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03																																																																														
	8.5.2	是正処置等		原子力科学研究所長	(科)QAM-830																																																																														
	8.5.3	未然防止処置		原子力科学研究所長	(科)QAM-850																																																																														
			原子力科学研究所水平展開要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-850																																																																														



原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案	備 考
別表第1 重要度分類と検査及び試験を行う者				(削る)	当該施設での重要度分類は単一であるため、削除
分類	定 義	検査及び試験を行う者	廃棄物埋設施設		
クラス1	その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	検査及び試験を行う者の資質について明確に定め、該当する者以外の検査及び試験の実施を禁じる。	該当なし		
クラス2	その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	検査及び試験を行う者は、経験年数、知識等に配慮してあらかじめ指定制、検査及び試験を実施させる。	該当なし		
クラス3	異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の構築物、系統及び機器	バックエンド技術部長が定めた検査及び試験手順に係る教育を実施した後、検査及び試験を実施させる。	廃棄物埋設地		

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案				備 考
別表第2 保全段階の記録及び保存				別表第1 保全段階の記録及び保存				表番号の繰上げ
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	第二種埋設規則の変更にに基づき、保守記録を削除
1. 保守記録				(削る)				
イ. 廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視及び点検の都度	放射性廃棄物管理技術課長	1年間					
ロ. 廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	放射性廃棄物管理技術課長	1年間(廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間(以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。))					
(新規)				1. 施設管理に係る記録				第二種埋設規則の変更にに基づき、施設管理に係る記録(巡視記録、点検記録など)、施設管理目標等の評価の結果の記録を追加
				イ. 廃棄物埋設施設の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	放射性廃棄物管理技術課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間(廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間(以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。))	
				ロ. 廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	バックエンド技術部長	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案				備 考
2. 放射線管理記録 イ. 廃棄物埋設地近傍の地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	2. 放射線管理記録 イ. 廃棄物埋設地近傍の地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
3. 降雨記録 イ. 降雨量	連続して	放射性廃棄物管理技術課長	1年間	3. 降雨記録 イ. 降雨量	連続して	放射性廃棄物管理技術課長	1年間	
ロ. 1月間についての積算降雨量	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 1月間についての積算降雨量	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
4. 地下水の水位	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	4. 地下水の水位	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
5. 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く。)	監視の都度	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	5. 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く。)	監視の都度	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
6. 廃棄物埋設施設の事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の時	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	6. 廃棄物埋設施設の事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ハ. 事故の原因	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ハ. 事故の原因	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ニ. 事故後の処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ニ. 事故後の処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
7. 第二種埋設規則第13条の3の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)				7. 第二種埋設規則第13条の3の品質マネジメントシステムに関する文書及び品質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)				第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化
(1) 品質保証計画に関する文書	当該文書の変更の都度		当該文書の変更後5年が経過するまでの期間	(1) 品質マネジメント計画に関する文書(表4.2.1に示す文書)	当該文書の変更の都度	安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長及び部長	当該文書の変更後5年が経過するまでの期間	第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案				備 考
① 文書管理		安全・核セキュリティ統括部長及びバックエンド技術部長		(削る)				文書の一覧は表 4.2.1 に示しているため削除し、記録責任者をまとめて記載
② 記録の管理		安全・核セキュリティ統括部長及びバックエンド技術部長		(削る)				
③ 監査		統括監査の職		(削る)				
④ 不適合管理		安全・核セキュリティ統括部長及びバックエンド技術部長		(削る)				
⑤ 是正処置		安全・核セキュリティ統括部長及びバックエンド技術部長		(削る)				
⑥ 予防処置		安全・核セキュリティ統括部長及びバックエンド技術部長		(削る)				
(2) 品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該記録の作成の都度		当該記録の作成後5年を経過するまでの期間	(2) 品質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該記録の作成の都度		当該記録の作成後5年を経過するまでの期間	第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化
① レビュー		本部の管理責任者		① レビュー		本部の管理責任者		
② 教育及び訓練の記録		部長		② 教育及び訓練の記録		部長		
③ 四半期ごとの業務報告		バックエンド技術部長		③ 四半期ごとの業務報告		バックエンド技術部長		
④ 設計へのインプットの記録		放射性廃棄物管理技術課長		④ 設計へのインプットの記録		放射性廃棄物管理技術課長		
⑤ 設計の適切性の記録		放射性廃棄物管理技術課長		⑤ 設計の適切性の記録		放射性廃棄物管理技術課長		
⑥ 設計のレビューの記録		放射性廃棄物管理技術課長		⑥ 設計のレビューの記録		放射性廃棄物管理技術課長		
⑦ 設計の検証の記録		放射性廃棄物管理技術課長		⑦ 設計の検証の記録		放射性廃棄物管理技術課長		
⑧ 設計の妥当性確認の記録		放射性廃棄物管理技術課長		⑧ 設計の妥当性確認の記録		放射性廃棄物管理技術課長		

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案				備 考	
⑨ 設計の変更の記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑨ 設計の変更の記録		放射性廃棄物管理 技術課長		第二種埋設規則の変更に基づく記載の適正化	
⑩ 受注者の審査結果の記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑩ 受注者の審査結果の記録		放射性廃棄物管理 技術課長			
⑪ 業務に関するプロセスの妥当性確認記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑪ 業務に関するプロセスの妥当性確認記録		放射性廃棄物管理 技術課長			
⑫ トレーサビリティに関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑫ トレーサビリティに関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長			
⑬ 組織外の所有物に関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑬ 組織外の所有物に関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長			
⑭ 監査の結果の記録		統括監査の職		⑭ 監査の結果の記録		統括監査の職			
⑮ 検査及び試験に関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長		⑮ 検査及び試験に関する記録		放射性廃棄物管理 技術課長			
⑯ 不適合の結果の記録		課長		⑯ 不適合の結果の記録		課長			
⑰ 是正処置の結果の記録		課長		⑰ 是正処置の結果の記録		課長			
⑱ 予防処置の結果の記録		課長		⑱ 未然防止処置の結果の記録		課長			
8. 定期的な評価の結果				8. 定期的な評価の結果					
イ. 定期的な評価の結果	評価の都度	バックエンド技術 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	イ. 定期的な評価の結果	評価の都度	バックエンド技術 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間		
ロ. 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	バックエンド技術 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	バックエンド技術 部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間		
9. 委員会に関する記録				9. 委員会に関する記録					
イ. 中央安全審査・品質保証委員会の議事録	開催の都度	安全・核セキュリティ統括部長	5年間	イ. 中央安全審査・品質保証委員会の議事録	開催の都度	安全・核セキュリティ統括部長	5年間		
ロ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	ロ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間		
ハ. 品質保証推進委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	ハ. 品質保証推進委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間		
ニ. 品質保証審査会の議事録	開催の都度	高減容処理技術課長	5年間	ニ. 品質保証審査会の議事録 (削る)					
(新規)				10. 保安教育の記録					
				イ. 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間		
				ロ. 保安教育の実施	実施の都度	部長	3年間		

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行		変 更 案				備 考
		日時及び項目				
		ハ、保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間	
別表第3 埋設段階の記録の保存		別表第2 埋設段階の記録の保存（変更なし）				表番号の繰上げ
記録事項	保存責任者	保存期間				
1. 第二種廃棄物埋設に関する記録 イ、法第51条の6第1項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				
ロ、法第51条の6第2項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				
ハ、廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				
2. 放射線管理記録 周辺監視区域における地下水中の放射性物質の濃度	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				
3. 降雨記録 1月間についての積算降雨量	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				
4. 地下水の水位	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間				

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行				変 更 案	備 考		
別表第4 品質保証計画に基づく2次文書				(削る)	品質保証計画に基づく2次文書の記載を表4.2.1に移行		
第14条品質保証 関連条項	文書名	所管部署	保安規定との 関連条項 (第14条を除く)				
4.2.1 4.2.3 4.2.4	文書及び記録管理要領 文書及び記録の管理要領 (埋施設)	安全・核セキュリティ統括部 バックエンド技術部	二 第4条、第24条				
5.5.1 5.5.3	中央安全審査・品質保証 委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	第7条、第8条				
	原子炉施設等安全審査 委員会規則	原子力科学研究所	第7条、第9条				
	原子力科学研究所品質 保証推進委員会規則	原子力科学研究所	第7条、第9条の2				
	品質保証審査会運営要領	バックエンド技術部	第7条、第9条の3				
5.6	マネジメントレビュー 実施要領	安全・核セキュリティ統括部	二				
6.2.2	教育訓練管理要領(埋施設)	バックエンド技術部	第4条				
6.2.2 8.2.2	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	二				
5.5.3 7.1 7.3 7.4 7.5 7.6 8.2.4	廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部	第4条、第16条、 第17条、第18条、 第19条、第20条、 第21条、第22条、 第23条、第25条、 第26条				
7.1			原子力科学研究所事故 対策規則	原子力科学研究所		第21条、第22条、 第23条	
8.3			不適合管理並びに是正 及び予防処置要領	安全・核セキュリティ統括部		二	
8.5.2 8.5.3			不適合管理並びに是正 処置及び予防処置要領 (埋施設)	バックエンド技術部		第4条	

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																				
(新規)	<p>別表第3 廃棄物埋施設の管理を行う者の保安教育実施方針</p> <table border="1" data-bbox="1151 302 1923 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 302 1389 394">保安教育項目</th> <th data-bbox="1389 302 1635 394">教育内容</th> <th data-bbox="1635 302 1780 394">職員等・ 職員等以外 (長期)</th> <th data-bbox="1780 302 1923 394">職員等以外 (短期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 394 1389 457">関係法令及び保安規定に関すること。</td> <td data-bbox="1389 394 1635 457">原子力関連の法令概要に関すること。</td> <td data-bbox="1635 394 1780 457">○</td> <td data-bbox="1780 394 1923 457">△</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 457 1389 604"></td> <td data-bbox="1389 457 1635 604">本規定の保安管理体制、品質マネジメント活動、保安教育、記録及び報告等に関すること。</td> <td data-bbox="1635 457 1780 604">○</td> <td data-bbox="1780 457 1923 604">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 604 1389 688">廃棄物埋施設の構造及び保全等に関すること。</td> <td data-bbox="1389 604 1635 688">廃棄物埋施設の構造及び保全に関すること。</td> <td data-bbox="1635 604 1780 688">△</td> <td data-bbox="1780 604 1923 688">△</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 688 1389 779"></td> <td data-bbox="1389 688 1635 779">非常及び異常の場合に採るべき措置に関すること。</td> <td data-bbox="1635 688 1780 779">○</td> <td data-bbox="1780 688 1923 779">△</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <p>1. 各項目は毎年度1回以上実施する。教育時間は業務に応じた時間数とする。変更・改正があったときは、その都度、教育内容を見直す。</p> <p>凡例</p> <p>○： 全員が教育の対象</p> <p>△： 業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。）</p>	保安教育項目	教育内容	職員等・ 職員等以外 (長期)	職員等以外 (短期)	関係法令及び保安規定に関すること。	原子力関連の法令概要に関すること。	○	△		本規定の保安管理体制、品質マネジメント活動、保安教育、記録及び報告等に関すること。	○	○	廃棄物埋施設の構造及び保全等に関すること。	廃棄物埋施設の構造及び保全に関すること。	△	△		非常及び異常の場合に採るべき措置に関すること。	○	△	保安教育項目をまとめた別表第3の追加
保安教育項目	教育内容	職員等・ 職員等以外 (長期)	職員等以外 (短期)																			
関係法令及び保安規定に関すること。	原子力関連の法令概要に関すること。	○	△																			
	本規定の保安管理体制、品質マネジメント活動、保安教育、記録及び報告等に関すること。	○	○																			
廃棄物埋施設の構造及び保全等に関すること。	廃棄物埋施設の構造及び保全に関すること。	△	△																			
	非常及び異常の場合に採るべき措置に関すること。	○	△																			



原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋施設の保安全管理組織図</p>	<p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋施設の保安全管理組織図</p>	<p>監査の職の削除 契約部長の追加  安全対策課長を追加</p>

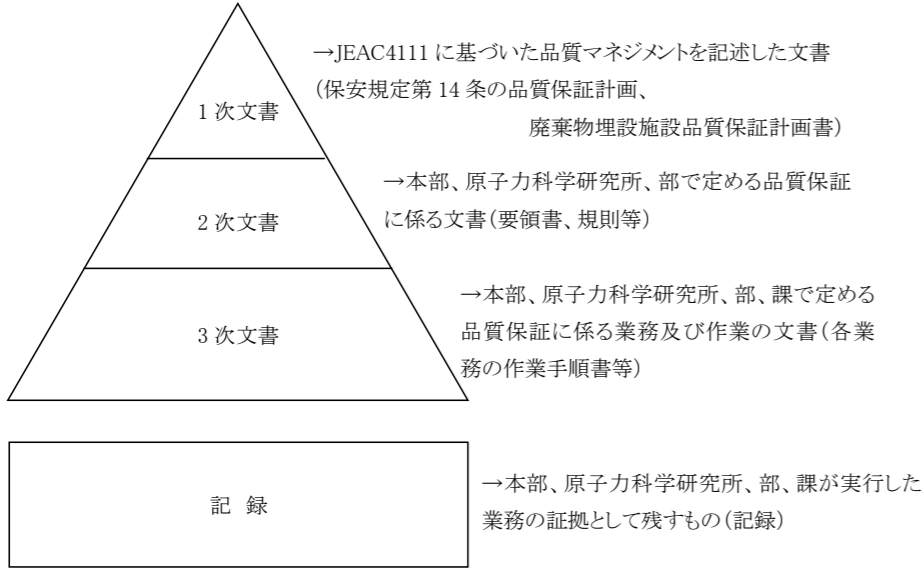
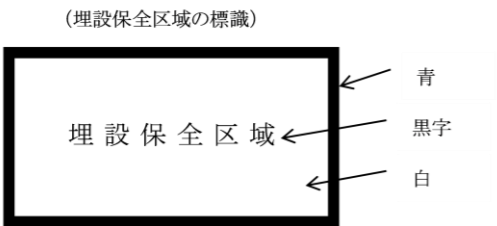
原子力科学研究所廃棄物埋設施保安規定新旧対照表

現行	変更案	備考
<div style="text-align: center;"> <p>別図第2 廃棄物埋設施の品質保証体系図</p> </div>	<p>(削る)</p>	<p>品質保証体系図を図 4.1 に移行</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現行	変更案	備考
<p>別図第3 埋設保全区域</p>	<p>別図第2 埋設保全区域</p>	<p>図番号の繰上げ</p> <p>原子力科学研究所敷地境界図の更新</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>別図第4 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  <p>→JEAC4111に基づいた品質マネジメントを記述した文書 (保安規定第14条の品質保証計画、 廃棄物埋設施設品質保証計画書)</p> <p>→本部、原子力科学研究所、部で定める品質保証 に係る文書(要領書、規則等)</p> <p>→本部、原子力科学研究所、部、課で定める 品質保証に係る業務及び作業の文書(各業 務の作業手順書等)</p> <p>→本部、原子力科学研究所、部、課が実行した 業務の証拠として残すもの(記録)</p> <p>別記標識第1</p>  <p>(埋設保全区域の標識)</p>	<p>(削る)</p> <p>別記標識第1 (変更なし)</p>	<p>品質マネジメントシステム文書体系図を下部要領に移行</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>附則（平成 7年 9月25日7達第73号） この規定は、認可の日（平成 7年10月12日）から施行する。</p> <p>附則（平成 8年 7月16日8達第73号） この規定は、認可の日（平成 8年 8月 6日）から施行する。</p> <p>附則（平成 9年 9月 3日9達第59号） 1 この規定は、認可の日（平成 9年10月 1日）から施行する。 2 この保安規定の認可の日の前日までに記録した保守記録及び事故記録については、改正後の保安規定第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成10年 4月 8日10達第28号） この規定は、認可後、理事長が別に定める日から施行する。 [編注：理事長が別に定める日は平成10年 4月 9日]</p> <p>附則（平成11年 3月23日11達第12号） この規定は、認可の日（平成11年 4月 1日）から施行する。</p> <p>附則（平成12年 9月28日12達第80号） 1 この規定は、認可の日（平成12年11月21日）から施行する。 2 この規定の認可後、東海研究所廃棄物埋設施設保安規定（9達第59号）は廃止する。 3 この規定の第28条第1項の「総理府令」並びに第29条第2項及び別図第3中の「科学技術庁」とあるのは、平成13年 1月 6日から、それぞれ「経済産業省令」及び「経済産業省」に読み替えるものとする。</p> <p>附則（平成15年12月19日15達第92号） この規定は、認可の日の翌日（平成16年 5月29日）から施行する。</p> <p>附則（平成17年 8月22日17(規程)第14号） この規定は、認可後平成17年10月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成18年 3月 9日18(規程)第10号） この規定は、認可後平成18年 4月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成21年 2月20日20(規程)第61号） 1 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。（平成21年 2月26日施行） 2 第36条については、平成21年 4月 1日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成21年 3月30日21(規程)第8号） この規定は、認可後平成21年 4月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成24年 8月31日24(規程)第33号） この規定は、経済産業大臣の認可の日の10日後から施行する。（平成24年 9月10日施行）</p> <p>附則（平成26年 3月28日25(規程)第55号） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（平成</p>	<p>附則（平成 7年 9月25日7達第73号） この規定は、認可の日（平成 7年10月12日）から施行する。</p> <p>附則（平成 8年 7月16日8達第73号） この規定は、認可の日（平成 8年 8月 6日）から施行する。</p> <p>附則（平成 9年 9月 3日9達第59号） 1 この規定は、認可の日（平成 9年10月 1日）から施行する。 2 この保安規定の認可の日の前日までに記録した保守記録及び事故記録については、改正後の保安規定第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成10年 4月 8日10達第28号） この規定は、認可後、理事長が別に定める日から施行する。 [編注：理事長が別に定める日は平成10年 4月 9日]</p> <p>附則（平成11年 3月23日11達第12号） この規定は、認可の日（平成11年 4月 1日）から施行する。</p> <p>附則（平成12年 9月28日12達第80号） 1 この規定は、認可の日（平成12年11月21日）から施行する。 2 この規定の認可後、東海研究所廃棄物埋設施設保安規定（9達第59号）は廃止する。 3 この規定の第28条第1項の「総理府令」並びに第29条第2項及び別図第3中の「科学技術庁」とあるのは、平成13年 1月 6日から、それぞれ「経済産業省令」及び「経済産業省」に読み替えるものとする。</p> <p>附則（平成15年12月19日15達第92号） この規定は、認可の日の翌日（平成16年 5月29日）から施行する。</p> <p>附則（平成17年 8月22日17(規程)第14号） この規定は、認可後平成17年10月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成18年 3月 9日18(規程)第10号） この規定は、認可後平成18年 4月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成21年 2月20日20(規程)第61号） 1 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。（平成21年 2月26日施行） 2 第36条については、平成21年 4月 1日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成21年 3月30日21(規程)第8号） この規定は、認可後平成21年 4月 1日から施行する。</p> <p>附則（平成24年 8月31日24(規程)第33号） この規定は、経済産業大臣の認可の日の10日後から施行する。（平成24年 9月10日施行）</p> <p>附則（平成26年 3月28日25(規程)第55号） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。（平成</p>	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>26年 4月 1日施行)</p> <p>附則 (平成28年12月12日28(規程)第51号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成29年 1月16日28(達)第31号)により、平成29年 2月 1日から施行する。</p> <p>附則 (平成29年 3月15日28(規程)第83号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成29年 9月14日29(達)第14号)により、平成29年10月 1日から施行する。</p> <p>附則 (平成 30年 1月 11日 29(規程)第 74号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成 30年 3月 26日 29(達)第 53号)により、平成 30年 4月 1日から施行する。</p>	<p>26年 4月 1日施行)</p> <p>附則 (平成28年12月12日28(規程)第51号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成29年 1月16日28(達)第31号)により、平成29年 2月 1日から施行する。</p> <p>附則 (平成29年 3月15日28(規程)第83号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成29年 9月14日29(達)第14号)により、平成29年10月 1日から施行する。</p> <p>附則 (平成 30年 1月 11日 29(規程)第 74号)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p> <p>なお、この規定の施行日については、施行日を定める達(平成 30年 3月 26日 29(達)第 53号)により、平成 30年 4月 1日から施行する。</p> <p><u>附則 (令和 2年●月●日令 02(規程)第●号)</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>附則の追加</p>